

# JPI-8S-5-2009の正誤表

(計装設備機維持規格)

(2011年07月30日)

頁	該当箇所	誤	正																
5	I 表 1.2.1 6 関税法/揮発油税法	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税用流量計</li> <li>・貯槽・液面計</li> <li>・貯槽・圧力計</li> <li>・受入圧力計</li> <li>・タンク簡易温度計</li> <li>・タンク電子温度計</li> <li>・流量補正用温度計</li> </ul>	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>税務用流量計及び温度補正装置</b></li> <li>・<b>税務用液面計（レベル計）及び温度計、圧力計</b></li> </ul>																
5	I 表 1.2.1	関係条文	(列一式削除)																
13	6.2 データの管理・活用と技術基準の管理	<p>— 検査データを評価・解析し、解析結果を検査・補修計画の見直し、設備の新設、変更及び運転の改善などに活用可能とするため、情報の処理手順を定めるなど検査データを有効に活用できる。</p>	<p>— 検査データを評価・解析し、<b>検査・補修計画の見直し、設備の新設、変更及び運転の改善などに有効活用できる。</b></p>																
13	6.2データの管理・活用と技術基準の管理	<p>— 設備維持管理業務で得られた各種の技術情報、保全<b>業務</b>を整理し、関係者全てが容易に使用できる。</p>	<p>— 設備維持管理業務で得られた各種の技術情報、保全<b>情報</b>を整理し、関係者全てが容易に使用できる。</p>																
31	II.1 表 3.2 通常検査項目例	<p>誤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>精度検査 (<b>機械式</b>温度補正装置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>精度検査 (温度補正装置)</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査内容	2	精度検査 ( <b>機械式</b> 温度補正装置)	検査項目	検査内容	2	精度検査 (温度補正装置)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。<b>JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>に準拠</b>のこと。(1)</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査内容	①	常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。 <b>JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>に準拠</b> のこと。(1)				
検査項目	検査内容																		
2	精度検査 ( <b>機械式</b> 温度補正装置)																		
検査項目	検査内容																		
2	精度検査 (温度補正装置)																		
検査項目	検査内容																		
①	常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。 <b>JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>に準拠</b> のこと。(1)																		
32	II.1 表 3.4 検査項目	<p>誤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>精度検査 (流量計本体)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>精度検査 (<b>機械式</b>温度補正装置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>精度検査 (流量計本体)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>精度検査 (温度補正装置)</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査内容	1	精度検査 (流量計本体)	2	精度検査 ( <b>機械式</b> 温度補正装置)	検査項目	検査内容	1	精度検査 (流量計本体)	2	精度検査 (温度補正装置)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。(1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>税関、税務対象以外：器差は個々に定める。</td> </tr> </tbody> </table>	①	税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。(1)	②	税関、税務対象以外：器差は個々に定める。
検査項目	検査内容																		
1	精度検査 (流量計本体)																		
2	精度検査 ( <b>機械式</b> 温度補正装置)																		
検査項目	検査内容																		
1	精度検査 (流量計本体)																		
2	精度検査 (温度補正装置)																		
①	税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。(1)																		
②	税関、税務対象以外：器差は個々に定める。																		
33	II.1 表 4.2 通常検査項目例	<p>誤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>発信出力の検査 (省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">検査項目</th> <th style="width: 45%;">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>精度検査 (<b>温度補正装置</b>)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>発信出力の検査 (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査内容	2	発信出力の検査 (省略)	検査項目	検査内容	2	精度検査 ( <b>温度補正装置</b> )	3	発信出力の検査 (省略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。<b>具体的な試験方法については、JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>等を参照</b>のこと。</td> </tr> </tbody> </table>	①	常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。 <b>具体的な試験方法については、JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>等を参照</b> のこと。				
検査項目	検査内容																		
2	発信出力の検査 (省略)																		
検査項目	検査内容																		
2	精度検査 ( <b>温度補正装置</b> )																		
3	発信出力の検査 (省略)																		
①	常用温度を挟む2点以上につき精度検査を行う。 <b>具体的な試験方法については、JFI 1003</b> (流量計に使用する温度補正装置の器差試験方法) <b>等を参照</b> のこと。																		

33	II.1 表 4.4 精度検査判定基準	<p>誤</p> <table border="1" data-bbox="571 230 1447 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>精度検査（流量計本体）</td> <td>① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。 ② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" data-bbox="571 360 1447 456"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>精度検査（流量計本体）</td> <td>① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。<sup>(1)</sup></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>精度検査（温度補正装置）</td> <td>② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注<sup>(1)</sup> 流量計本体単独、温度補正装置単独及び両者の総合器差がいずれも±0.2%以内であること。</p>	検査項目		検査内容	1	精度検査（流量計本体）	① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。 ② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。	検査項目		検査内容	1	精度検査（流量計本体）	① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。 <sup>(1)</sup>	2	精度検査（温度補正装置）	② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。
検査項目		検査内容															
1	精度検査（流量計本体）	① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。 ② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。															
検査項目		検査内容															
1	精度検査（流量計本体）	① 税関、税務対象：器差 ±0.2%以内。 <sup>(1)</sup>															
2	精度検査（温度補正装置）	② 税関、税務対象以外：器差は個々に定める。															
39	II.2表3.2.1 2 精度検査	<p>② 一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する高圧ガス保安法該当温度計の場合にあっては、通常用いられる測定範囲の最大値と最小値の差の±0.5%以内であること。</p> <p>② ①以外で、一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する高圧ガス保安法該当温度計の場合にあっては、通常用いられる測定範囲の最大値と最小値の差の±0.5%以内であること。</p>															
73	II.6 表 2.2 通常検査項目例	<p>誤</p> <table border="1" data-bbox="571 719 1447 1099"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作動検査 (全作動検査)</td> <td>① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与え、その作動状態をインジケータにて確認する。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与え、その作動状態を確認する。 ③ 高圧ガス保安法に規定される緊急遮断弁においては、そのスイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ④ 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ⑤ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" data-bbox="571 1133 1447 1352"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作動検査 (全作動検査)</td> <td>① スイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ② 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目		検査内容	1	作動検査 (全作動検査)	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与え、その作動状態をインジケータにて確認する。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与え、その作動状態を確認する。 ③ 高圧ガス保安法に規定される緊急遮断弁においては、そのスイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ④ 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ⑤ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。	検査項目		検査内容	1	作動検査 (全作動検査)	① スイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ② 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。			
検査項目		検査内容															
1	作動検査 (全作動検査)	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与え、その作動状態をインジケータにて確認する。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与え、その作動状態を確認する。 ③ 高圧ガス保安法に規定される緊急遮断弁においては、そのスイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ④ 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ⑤ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。															
検査項目		検査内容															
1	作動検査 (全作動検査)	① スイッチ操作又はインターロック模擬信号により、その作動状態を確認する。 ② 作動時間を規定している場合は、運転上及び保安上支障のない時間内で作動することを確認する。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号がある場合は、その作動状況を確認する。															
76	II.6 表 3.2 検査判定基準	<p>誤</p> <table border="1" data-bbox="571 1386 1447 1733"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作動検査 (全作動検査)</td> <td>① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。 ポジションなしの場合は、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ③ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ④ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>正</p> <table border="1" data-bbox="571 1767 1447 1960"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作動検査 (全作動検査)</td> <td>① 全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ② 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目		判定基準	1	作動検査 (全作動検査)	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。 ポジションなしの場合は、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ③ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ④ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。	検査項目		判定基準	1	作動検査 (全作動検査)	① 全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ② 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。			
検査項目		判定基準															
1	作動検査 (全作動検査)	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。 ポジションなしの場合は、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。 ② オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ③ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ④ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。															
検査項目		判定基準															
1	作動検査 (全作動検査)	① 全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ② 作動時間は、保安上支障のない時間内である。 ③ 弁開閉の表示及びアンサーバック信号の作動は正常である。															

76	3.3 精密検査	<p>誤 各評価は、Ⅱ.6表2.3.1～Ⅱ.6表2.3.2に従い、機能に支障がないこと。</p> <p>正 各評価は、Ⅱ.6表2.3.1～Ⅱ.6表2.3.2に従い、機能に支障がないこと。<b>作動検査の判定基準についてはⅡ.6表3.3に示す。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>Ⅱ.6表3.3 検査判定基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">検査項目</th> <th style="width: 60%;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>作動検査</td> <td>           ① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。            ② ポジショナ付きの場合は、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。            ③ オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。            ④ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。         </td> </tr> </tbody> </table>			検査項目	判定基準	1	作動検査	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。 ② ポジショナ付きの場合は、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。 ③ オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ④ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。			
	検査項目	判定基準										
1	作動検査	① 調節弁に0、50、100%を含む3点以上の作動信号を与えたとき、作動がスムーズで、その誤差が±10%以内、また、そのヒステリシスが±10%以内である。 ② ポジショナ付きの場合は、その誤差が±5%以内、また、そのヒステリシスが±5%以内である。 ③ オンオフ作動弁の場合は、全閉又は全開信号を与えたとき、作動がスムーズで、確実に全閉、全開する。 ④ 作動時間は、保安上支障のない時間内である。										
91	Ⅱ.8 付表 1 (液封式 原理)	溶接型ダイヤフラム	ダイヤフラム									
109	4.3	<p>誤 <b>リモートメンテナンス管理</b> (以下、本文一式を下記のとおり差替え)</p> <p>正 <b>リモートメンテナンス</b> リモートメンテナンスとは、稼働中のDCSと遠隔監視システム(リモートセンター)との接続によりメンテナンス情報を専門技術者が診断・解析するものである。区分としては、『<b>定期診断</b>』および『<b>緊急診断</b>』に分けられる。</p> <p style="text-align: center;"><b>Ⅱ.10表4.3.1 リモートメンテナンス区分と効果</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">効 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>定期診断</td> <td>           ① システムログや自己診断情報を定期収集し解析する事により、不適合の兆候を事前に発見する事ができる。            ② システムの異常による障害が顕在化する前に予防保全を図ることができる。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>緊急診断</td> <td>           ① リモート接続により、発生しているエラー情報収集が可能である。            ② 収集した情報を解析することにより、迅速に不適合箇所の特定または絞込みが可能である。            ③ 不具合の診断解析結果によっては、リモート対応にて機能を回復させる事も可能である。         </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	効 果	1	定期診断	① システムログや自己診断情報を定期収集し解析する事により、不適合の兆候を事前に発見する事ができる。 ② システムの異常による障害が顕在化する前に予防保全を図ることができる。	2	緊急診断	① リモート接続により、発生しているエラー情報収集が可能である。 ② 収集した情報を解析することにより、迅速に不適合箇所の特定または絞込みが可能である。 ③ 不具合の診断解析結果によっては、リモート対応にて機能を回復させる事も可能である。
	区 分	効 果										
1	定期診断	① システムログや自己診断情報を定期収集し解析する事により、不適合の兆候を事前に発見する事ができる。 ② システムの異常による障害が顕在化する前に予防保全を図ることができる。										
2	緊急診断	① リモート接続により、発生しているエラー情報収集が可能である。 ② 収集した情報を解析することにより、迅速に不適合箇所の特定または絞込みが可能である。 ③ 不具合の診断解析結果によっては、リモート対応にて機能を回復させる事も可能である。										